

常任委員会レポート

各常任委員会では、本会議において付託された議案と陳情について、専門的な立場から審査を行いました。議案書や委員会の運営次第・配付資料などについては、区議会ホームページにて公開しています。

第2回定例会(6月)

5日・6日	10日・11日・12日・19日・21日	21日
本会議 (一般質問)	常任委員会 (質疑応答、採決)	本会議 (採決)

令和元年度(平成31年度) 一般会計補正予算などを審査 企画総務委員会(6月10日、12日、21日)

今定例会では、「令和元年度(平成31年度)一般会計補正予算」や「特別区税条例等の一部を改正する条例」を含む議案8件と、「板橋区職員への機会提供及び休憩時間の取得に関する陳情」を含む陳情2件を審査し、「板橋駅前用地(B用地)一体的活用」や「本庁舎周辺公共施設再編方針(案)」を含む14件の報告を受け、それぞれの案件に対し各委員が質疑を行いました。

〈主な審査内容〉
令和元年度(平成31年度)

一般会計補正予算は、幼児教育・保育の無償化や、低所得者の介護保険料の軽減、PC廃棄物の処理などに要する経費として16億4千万円を追加し、歳出歳入予算の総額を2千189億6千万円とするものです。

委員からは、幼児教育・保育の無償化に関して、区の財政負担や保育の質の確保、副食費の取扱い、障がい児の発達支援の無償化の範囲と施設の拡充、保護者への周知方法や相談対応などについて、活

区立リサイクルプラザ条例の一部を改正する 条例などを審査 区環境委員会(6月10日、12日)

今定例会では、「区立リサイクルプラザ条例の一部を改正する条例」の議案と、「清水町集会所の廃止延期に関する陳情」や「板橋区役所前駅公衆喫煙所設置を中止、撤去することを求める陳情」を含む陳情7件を審査し、「プレミアム付商品券事業」や「区立美術館のリニューアルオープン」を含む10件の報告を受け、それぞれの案件に対し各委員が質疑を行いました。

〈主な審査内容〉
区立リサイクルプラザ条例の一部を改正する条例は、指定管理者が実施する事業に伴い発生する利用料金の範囲を改め、上限を定めるものです。

担当課からは、条例の改正理由、条例改正により指定管理者収入となる事業と区の歳入となる事業の概要、それぞ



区立リサイクルプラザ

委員からは、区の支払う指定管理料と内訳、改正に至った主な理由と経緯、中古家具の販売額の推移や販売方法・価格の設定方法、条例改正に伴う指定管理者の処遇への影響、施設の設置意義、来館者数増への取組み状況、社会科学

発な質疑が行われました。表決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

自転車等の駐車場の整備及び放置の防止に関する条例の一部を改正する条例などを審査 都市建設委員会(6月11日、12日、19日)

本庁舎周辺公共施設再編方針(案)は、耐震性に課題のある旧保健所や、情報処理センターなど本庁舎周辺にある公共施設の再編方針案を報告するものです。

担当課からは、再編方針の方向性や、行政機能の適正配置の考え方と配置案、今後のスケジューリングなどについて説明がありました。

委員からは、旧保健所の整備手法や移転させる行政機能のスペース、区民に対する説明会や意見聴取の機会の確保に関する区の考えなどについて、活発な質疑がありました。

今定例会では、「自転車等の駐車場の整備及び放置の防止に関する条例の一部を改正する条例」や「区立公園条例の一部を改正する条例」を含む議案3件と、「大山駅周辺地区のまちづくり等に関する陳情」を含む陳情13件を審査し、「プロック塀等調査結果」や「高島平地域のまちづくりの状況」を含む10件の報告を受け、それぞれの案件に対し各委員が質疑を行いました。

〈主な審査内容〉
自転車等の駐車場の整備及び放置の防止に関する条例は、既設の有料自転車駐車場1か所の改修工事による休止に伴い、代替地として仮設の有料自転車駐車場を設置するために、条例の一部を改正するものです。

担当課からは、成増公園内に仮に設置される自転車駐車場の設置概要などについて説明がありました。

委員からは、改修後の自転車駐車場の規模や予算規模、改修工事の今後の進め方、自転車駐車場の現状の定期利用数と当日利用数および周辺駐車場の空き状況、成増公園を公園として利用できなくなる

手話言語条例などを審査 健康福祉委員会(6月10日、21日)

今定例会では、「区立こいの家条例の一部を改正する条例」や「介護保険条例の一部を改正する条例」を含む議案4件と、「高齢者の補聴器購入費用の補助制度を求める陳情」を含む陳情4件を審査し、「受動喫煙防止対策検討会報告」や「就学前の障がい児の発達支援の無償化に係る区の対応」を含む5件の報告を受け、それぞれの案件に対し各委員が質疑を行いました。

〈主な審査内容〉

手話言語条例は、地域社会において、手話や聴覚障がい者への理解・支援が十分に浸透していない現状を踏まえ、手話や聴覚障がいに対する理解啓発を進め、聴覚障がい者が地域で活動しやすい環境整備を促進し、その権利を保全することを目的とした条例です。

担当課からは、制定に係る経緯、制定理由、条例概要、施行期日、今後施策推進方針を策定すること、30年12月に

見学の実施可能性などについて活発な質疑がありました。

意見表明では、事業収入を指定管理者の収入とすることにより民間事業者のノウハウを生かし、来館者の増加へつなげるべきであるとして、原案に賛成との意見と、不用品

販売の方法や価格設定が不明確であり、今後の利用者負担が不透明な条例改正には賛成しかねるとして原案に反対との意見がありました。

表決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ことについて公園の利用者や周辺の保育園などへの周知の方法などについて活発な質疑がありました。



成増公園

区立学校施設開放条例の一部を改正する条例などを審査 文教児童委員会(6月11日、12日、21日)

今定例会では、「区立学校施設開放条例の一部を改正する条例」を含む議案2件を審査し、「令和元年度(平成31年度)保育所等入所状況及び認可保育所の公募結果」や「区立小・中学校の学級編成状況及び幼稚園園児数」、「小中一貫教育の本格開始に伴う入学予定校変更希望制の変更」を含む13件の報告を受け、それぞれの案件に対し、各委員が質疑を行いました。

〈主な審査内容〉
区立学校施設開放条例の一部を改正する条例は、体育館や柔剣道場などの学校施設開放を利用する際、使用できる付帯設備として冷暖房機器を追加し、その使用料を定めるものです。

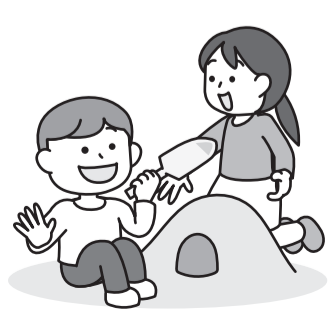
担当課からは、条例の変更箇所、対象校、付帯設備の使用料、施行期日について説明がありました。

委員からは、学校施設開放の利用状況、冷暖房機器を使用した場合の平均料金、施設使用料は条件により減免があるが付帯設備使用料の減免は

実施したパブリックコメントの概要と件数、医療関係者などへの周知啓発、現在手話を使用した教育は特別支援学級で行っていること、小・中学校の総合学習の時間に行っている福祉体験学習などを通じて小・中学生への理解を広げていくこと、手話講習会の実施状況、23区の条例の制定状況、区職員への普及について説明がありました。

委員からは、災害時や救急時・夜間の医療機関での対応の改善、子どもたちへの手話教育の充実、区職員の手話研修の実施、手話通訳者の待遇改善、パブリックコメントの内容を反映できているか、他区で制定されている条例の内容などについて、活発に質疑が行われました。

表決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。



行かどうか、使用料の歳入についての問題点、付帯設備使用料の算出根拠、設置する冷暖房機器の風量や騒音などの影響、付帯設備使用の申込み時期と方法などについて、活発な質疑がありました。

意見表明では、区民が使用できる付帯設備を追加し、その使用料を徴収することは、受益者負担の観点から当然であるとして、原案に賛成との意見と、現在体育館における冷暖房機器導入の効果検証を行っている段階のため、付帯設備使用料を徴収すべきではなく反対との意見がありました。

表決の結果、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

案のとおり可決すべきものと決定しました。